

別表1 幼保連携型認定こども園の整備補助事業

【自己所有建物の建設又は改修による施設整備】

・令和5年4月1日以降に交付決定を受ける補助事業(複数年にわたる事業を含む。)

【保育部分】

(単位:千円)

整備定員	創設・増築・増改築・改築			解体撤去工事 (1施設当たり)	仮設施設整備工事 (1施設当たり)
	本体工事費 (1施設当たり)	設計料加算 (1施設当たり)	開設準備加算 (増加定員1人当たり)		
20人以下	87,400	4,370	41	1,749	3,116
21～30人	91,600	4,580	31	1,983	3,802
31～40人	106,500	5,325	25	2,644	4,608
41～70人	121,400	6,070	22	3,328	6,401
71～100人	157,700	7,885	17	4,694	9,604
101～130人	189,800	9,490	15	5,634	11,525
131～160人	219,700	10,985	14	7,042	14,406
161～190人	249,500	12,475	12	8,451	15,752
191～220人	277,300	13,865	12	9,859	18,378
221～250人	307,200	15,360	12	11,270	21,003
251人以上	341,400	17,070	12	12,678	23,629

※1 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 本体工事費において、増築、一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費において、増築、一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合は、工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備前の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

【学校教育部分】

(単位:千円)

整備定員	創設・増築・増改築・改築		解体撤去工事 (1施設当たり)	仮設施設整備工事 (1施設当たり)
	本体工事費 (1施設当たり)	設計料加算 (1施設当たり)		
20名以下	65,500	3,275	1,311	2,336
21名～30名	68,600	3,430	1,488	2,851
31名～40名	79,800	3,990	1,983	3,455
41名～70名	91,000	4,550	2,496	4,801
71名～100名	118,200	5,910	3,519	7,202
101名～130名	142,200	7,110	4,225	8,643
131名～160名	164,600	8,230	5,282	10,807
161名～190名	187,100	9,355	6,339	11,814
191名～220名	207,900	10,395	7,394	13,783
221名～250名	230,400	11,520	8,451	15,752
251名以上	255,900	12,795	9,508	17,721

※1 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 本体工事費において、増築、一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費において、増築、一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

・令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に当初の交付決定を受け令和5年4月1日以降も継続する補助事業

【保育部分】

(単位:千円)

整備定員	創設・増築・増改築・改築			解体撤去工事 (1施設当たり)	仮設施設整備工事 (1施設当たり)
	本体工事費 (1施設当たり)	設計料加算 (1施設当たり)	開設準備加算 (増加定員1人当たり)		
20人以下	81,100	4,055	38	1,624	2,893
21～30人	85,100	4,255	29	1,841	3,530
31～40人	98,900	4,945	24	2,455	4,278
41～70人	112,700	5,635	20	3,090	5,943
71～100人	146,400	7,320	16	4,358	8,917
101～130人	176,200	8,810	14	5,231	10,701
131～160人	204,000	10,200	13	6,539	13,376
161～190人	231,700	11,585	12	7,847	14,626
191～220人	257,500	12,875	12	9,154	17,064
221～250人	285,300	14,265	12	10,464	19,502
251人以上	317,000	15,850	12	11,771	21,939

※1 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

【学校教育部分】

(単位:千円)

整備定員	創設・増築・増改築・改築		解体撤去工事 (1施設当たり)	仮設施設整備工事 (1施設当たり)
	本体工事費 (1施設当たり)	設計料加算 (1施設当たり)		
20名以下	60,800	3,040	1,217	2,169
21名～30名	63,700	3,185	1,381	2,647
31名～40名	74,100	3,705	1,841	3,208
41名～70名	84,500	4,225	2,318	4,458
71名～100名	109,800	5,490	3,267	6,687
101名～130名	132,000	6,600	3,923	8,025
131名～160名	152,800	7,640	4,904	10,034
161名～190名	173,700	8,685	5,885	10,969
191名～220名	193,000	9,650	6,866	12,797
221名～250名	213,900	10,695	7,847	14,626
251名以上	237,600	11,880	8,828	16,454

※1 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

【賃貸借するなどした建物の内装等を改修する施設整備】

認定こども園分園 (1施設当たり)	認定こども園分園(庁舎内等) (1施設当たり)
16,000千円	22,000千円

【既存建物の内装等を改修する施設整備】

認定こども園分園 (1施設当たり)
32,000千円

別表2 幼稚園型認定こども園の整備補助事業

【自己所有建物の建設又は改修による施設整備】

・令和5年4月1日以降に交付決定を受ける補助事業(複数年にわたる事業を含む。)

【保育部分】

(単位:千円)

整備定員	創設・増築・増改築・改築		解体撤去工事 (1施設当たり)	仮設施設整備工事 (1施設当たり)
	本体工事費 (1施設当たり)			
20人以下	41,500		833	1,486
21～30人	43,500		946	1,814
31～40人	50,700		1,261	2,199
41～70人	57,900		1,588	3,054
71～100人	75,100		2,238	4,584
101～130人	90,600		2,686	5,500
131～160人	104,700		3,360	6,875
161～190人	119,100		4,033	7,516
191～220人	132,300		4,706	8,771
221～250人	146,400		5,377	10,023
251人以上	162,800		6,051	11,277

※1 幼稚園型認定こども園において保育所機能部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 本体工事費において、増築、一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費において、増築、一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合は、工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備前の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

【学校教育部分】

(単位:千円)

整備定員	創設・増築・増改築・改築		解体撤去工事 (1施設当たり)	仮設施設整備工事 (1施設当たり)
	本体工事費 (1施設当たり)	設計料加算 (1施設当たり)		
20名以下	65,500	3,275	1,311	2,336
21名～30名	68,600	3,430	1,488	2,851
31名～40名	79,800	3,990	1,983	3,455
41名～70名	91,000	4,550	2,496	4,801
71名～100名	118,200	5,910	3,519	7,202
101名～130名	142,200	7,110	4,225	8,643
131名～160名	164,600	8,230	5,282	10,807
161名～190名	187,100	9,355	6,339	11,814
191名～220名	207,900	10,395	7,394	13,783
221名～250名	230,400	11,520	8,451	15,752
251名以上	255,900	12,795	9,508	17,721

※1 幼稚園型認定こども園において学校としての教育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 本体工事費において、増築、一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費において、増築、一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合は、工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備前の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

・令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に当初の交付決定を受け令和5年4月1日以降も継続する補助事業

【保育部分】

(単位:千円)

整備定員	創設・増築・増改築・改築		解体撤去工事 (1施設当たり)	仮設施設整備工事 (1施設当たり)
	本体工事費 (1施設当たり)			
20人以下	38,600		773	1,380
21～30人	40,400		878	1,684
31～40人	47,100		1,171	2,042
41～70人	53,800		1,474	2,835
71～100人	69,700		2,078	4,256
101～130人	84,100		2,494	5,106
131～160人	97,200		3,120	6,383
161～190人	110,600		3,744	6,978
191～220人	122,800		4,369	8,143
221～250人	135,900		4,993	9,306
251人以上	151,100		5,618	10,470

※1 幼稚園型認定こども園において保育所機能部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

【学校教育部分】

(単位:千円)

整備定員	創設・増築・増改築・改築		解体撤去工事 (1施設当たり)	仮設施設整備工事 (1施設当たり)
	本体工事費 (1施設当たり)	設計料加算 (1施設当たり)		
20名以下	60,800	3,040	1,217	2,169
21名～30名	63,700	3,185	1,381	2,647
31名～40名	74,100	3,705	1,841	3,208
41名～70名	84,500	4,225	2,318	4,458
71名～100名	109,800	5,490	3,267	6,687
101名～130名	132,000	6,600	3,923	8,025
131名～160名	152,800	7,640	4,904	10,034
161名～190名	173,700	8,685	5,885	10,969
191名～220名	193,000	9,650	6,866	12,797
221名～250名	213,900	10,695	7,847	14,626
251名以上	237,600	11,880	8,828	16,454

※1 幼稚園型認定こども園において学校としての教育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事に係らない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

【賃貸借するなどした建物の内装等を改修する施設整備】

認定こども園分園 (1施設当たり)	認定こども園分園(庁舎内等) (1施設当たり)
16,000千円	22,000千円

【既存建物の内装等を改修する施設整備】

認定こども園分園 (1施設当たり)
32,000千円